

2021年1月13日
カーディフ損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、この度の感染拡大により健康被害を受けられたお客さま、日常生活に影響を受けられたお客さまに対し、下記の特別なお取り扱いを実施いたします。

なお、当社では、これらの特別取扱いの適用を政府による緊急事態宣言の対象地域のお客さまに限定せず、国内全地域を対象といたします。

1. ご契約に対する特別取扱いについて

① 保険料払込猶予期間の延長について

保険料のお払込について、お申し出により、保険料のお払込猶予期間を最長6ヵ月間（2021年7月末まで）に延長するお取り扱いをいたします。

② 保険契約の更新手続きについて

契約更新手続きができなかった方については、お申し出により個別に事情をお伺いし柔軟に対応いたします。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当します。

医師の指示により医療機関等に入院された場合は、お支払いの対象となります。また、医療機関等の事情により、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合、医師の証明書などをご提出いただくことで入院給付金等のお支払いの対象としてお取り扱いいたします。

（ご参考）

[新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて
\(2020年4月10日\)](#)

3. 24 時間 WEB・電話健康相談サービスによるご相談への対応

カーディフ損保の保険にご加入のお客さまおよびそのご家族の方々にご利用いただける「カーディフ・アシスタンスサービス Home Concierge (ホームコンシェルジュ)」にて提供している「24 時間 WEB・電話相談サービス」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談も承っています。保健師、看護師など専門的資格を持つ相談員が、ウェブまたは電話で 24 時間対応いたします。

ご利用にあたっては、[こちら](#)からアクセスいただけます。

※「Home Concierge」および「24 時間 WEB・電話相談サービス」は、当社が提携する株式会社保健同人社が提供するサービスです。当社の保険商品の保障の一部ではありません。

※ 新型コロナウイルスへの感染の確認には指定医療機関での検査が必要です。当サービスでは、指定医療機関への取次は行っておりませんのでご了承ください。また、保健同人社では、新型コロナウイルス感染症の疑い定義に当てはまる方には「帰国者・接触者相談センター」へのご連絡を推奨しています。

当社では、保険金・給付金等のお支払いやコールセンターを含むすべての業務を通常どおり継続しております。

ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL: 0120-203-320 (通話料無料)

受付時間：月曜日～金曜日

9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)